

〔 減免の対象となる障害の範囲 〕

障害の区分		障害の程度		
		身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者本人が運転する場合	身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する場合(世帯構成員も同程度)	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
	上肢不自由	1級・2級の1・2級の2	1級・2級の1・2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級・2級・3級の1	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	1級・2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能	1級～6級	1級・2級・3級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級		
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳	重度(A)	重度(A)		
精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)	1級	1級		